

愛知県個人住民税特別徴収推進協議会行動指針

県と県内全市町村とで構成する愛知県個人住民税特別徴収推進協議会は、平成24年9月に

《個人住民税の特別徴収推進強化「あいち2012宣言」》を採択し、平成26年度までを推進強化期間として

- 1 特別徴収を実施していない事業主の方への勧奨
- 2 法人会・税理士会などの関係団体への依頼活動
- 3 特別徴収を実施していない事業主の方への地方税法に定められた特別徴収税額の通知
- 4 ホームページ・広報誌などによる広報活動
- 5 その他、特別徴収の推進施策の検討

などの取組みを推し進めたことにより、個人住民税の特別徴収への切り替えは、一定の成果を挙げております。

しかしながら、未だ特別徴収を実施していない事業主も少なくありません。

また、平成26年8月には、全国の都道府県と政令指定都市とで構成する全国地方税務協議会が「個人住民税特別徴収推進宣言」を採択いたしました。

そのため、愛知県個人住民税特別徴収推進協議会を構成する県と県内全市町村は、推進強化期間後も

特別徴収未実施事業主の特別徴収義務者への「一斉切替」

を目指して、「県内の給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合」が更に向上し、特別徴収制度が定着するように「あいち2012宣言」の取組みを継続し、特別徴収の推進を図っていくこととします。

平成26年10月27日

愛知県個人住民税特別徴収推進協議会